

入院時食事療養費の自己負担金額の変更について

◆ 令和7年4月1日より、国の健康保険法等の規定に基づき、入院中の食事代の自己負担金額が下記のとおり変更となります。

ご不明な点がございましたら、受付窓口へお尋ねください。

◆ 食事負担額

～69歳までの患者様		令和7年3月31日まで	令和7年4月1日から
所得区分	区分ア	1食 490円 (3食 1,470円)	1食 510円 (※1) (3食 1,530円)
	区分イ		
	区分ウ		
	区分エ		
	区分オ	1食 230円 (3食 690円)	1食 240円 (3食 720円)

70歳以上の患者様		令和7年3月31日まで	令和7年4月1日から	
所得区分	現役並みⅢ	1食 490円 (3食 1,470円)	1食 510円 (3食 1,530円)	
	現役並みⅡ			
	現役並みⅠ			
	一般			
		低所得Ⅱ	1食 230円 (3食 690円) 長期該当の場合 1食 180円 (3食 540円)	1食 240円 (3食 720円) 長期該当の場合 1食 190円 (3食 570円) (※2)
		低所得Ⅰ	1食 110円 (3食 330円) または 1食 140円 (3食 420円)	1食 110円 (3食 330円) または 1食 140円 (3食 420円)

令和7年3月24日付け厚生労働省告示第64号

「健康保険及び国民健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部を改正する告示」に基づき変更

(※1) 指定難病受給者の方は1食300円。

(※2) 過去12か月の入院日数が90日を超える場合、お住まいの市区町村に対して長期入院該当認定の申請をすることで1食あたりの負担額がさらに減額されます。長期該当の適用は原則申請月の翌月初日からとなります。

ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

医療法人社団 哲栄会 順天病院 病院長